

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 五〇九
- 計量器の定期検査を実施する件 五二〇
- 道路の区域を変更する件十件 五二〇
- 洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川を指定する件 五三三

公 告

- 落札者を決定した件二件 五三三
- 砂利採取業務主任者試験を実施する件 五四
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 五四

告 示

福島県告示第五百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十二年九月十日から平成二十三年一月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)鮮場 小名浜店 福島県いわき市小名浜字愛宕町五番一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社東北青果流通センター

代表者の氏名 代表取締役 片寄 忠
住所 福島県いわき市平字正内町八十番地の一
大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社東北青果流通センター

2 代表者の氏名 代表取締役 片寄 忠

住所 福島県いわき市平字正内町八十番地の一

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年三月十五日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百十三平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五十台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 四十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 九十六平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前八時

(二) 閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後三時まで

七 届出年月日

平成二十二年七月十四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十七号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成二十二年九月十日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査
 福島県知事 佐藤雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市（表郷、大信、東を除く。）	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）	一〇月二日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	白河市役所
		一〇月二日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	同
		一〇月二日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	同
		一〇月二日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	同
右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月一八日から一〇月一五日まで（土曜日、日曜日及び一〇月三日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市（表郷、大信、東を除く。）	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一〇月二日まで（土曜日、日曜日、一〇月三日及び同月二三日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）
一般国道 三九九号	伊達市保原町上保原字 上川原一三三番二地先 から 同 市保原町上保原字 大割八二番二地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 一一・三〇	変更前 変更後	一一・六〇 一一・六〇

（道路計画課）

福島県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）
県道五十	伊達郡国見町大字西大	変更前 変更後	九・〇〇	変更前 変更後	三二・〇〇

沢国見線

枝字王ノ原九〇番地先 から	変更後	一三・〇〇	
同 郡同 町大字西大 枝字北谷地二八番二地 先まで		一〇・〇〇 二六・〇〇	三八〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道水原 福島線	福島市大森字下町一一 番地先から 同 市大森字西ノ内九 六番地先まで	変更前 変更後	六・五〇 一一・〇〇 八・〇〇 三三・〇〇	一九九・八 一九九・八

(道路計画課)

福島県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二九四号	白河市白坂一七四番一 地先から	変更前	六・五〇 二六・〇〇	四四〇・〇〇

同 市白坂三五四番二
地先まで

変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	一一・〇〇 二七・〇〇	四四〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道白坂 停車場線	白河市白坂愛宕山二四 八番地先から 同 市白坂愛宕山二四 九番二地先まで	変更前 変更後	一一・五〇 一四・〇〇	四三二・〇〇
	白河市白坂愛宕山二四 八番地先から 同 市白坂四番地先ま で	変更後	一一・五〇 二〇・〇〇	六三二・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道白坂	白河市白坂三三七番一	変更前	一五・五〇	一九〇・〇〇

関辺線

地先から 同 市白坂三三八番一 地先まで	変更後	三四・五	
白河市白坂三三八番一 地先から 同 市白坂三三八番一 地先まで	変更後	一五・五 一九・〇	八・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浜崎 高野会津 若松線	河沼郡湯川村大字浜崎 字鳥井堂二四番一地先 から 同 郡同 村大字湊字 仲田一五番二地先まで	変更前 変更後	七・四 一九・八	五九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤雄平

変更前	敷地の幅員	延 長
-----	-------	-----

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字黒 谷字町五三六番地先か ら 同 郡同 町大字黒 谷字石頭一二二〇番地 先まで	変更前 変更後	七・〇 一七・五	六二五・二

(道路計画課)

福島県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	南相馬市小高区村上字 越戸畑四番三地先から 同 市小高区塚原字 浜田二四二番一地先ま で	変更前 変更後	四・五 二六・〇	二、九三七・六
	南相馬市小高区村上字 越戸畑四番三地先から 同 市小高区塚原字 浜田二四二番一地先ま で	変更前 変更後	四・五 二六・〇	二、九三七・六

変更前	敷地の幅員	延 長
-----	-------	-----

福島県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十二年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
		変更後の別	(メートル)	(メートル)
県道常磐 勿来線	いわき市常磐下湯長谷町字町下五九地先から同 市常磐下湯長谷町字勝善一五番地二地先まで	変更前	A 六・五〇 一三・〇	三二六・六
		変更後	A 一一・〇〇 七二・六	二四〇・七

(道路計画課)

福島県告示第五百八十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川として、次の河川を指定する。平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

河川名	区 間
富岡川	左岸 双葉郡富岡町大字本岡字上本町から海まで 右岸 双葉郡富岡町大字本岡字上本町から海まで (河川整備課)

公 告

公告第330号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシ

ステム庁内LAN更新業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。平成22年 9月10日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシテム庁内LAN更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報シテム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年 7月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額
150,150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年 6月11日

(情報シテム課)

公告第331号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。平成22年 9月10日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) ローター除雪車Ⅰ (2.2m級) 1台
 - (2) ローター除雪車Ⅱ (2.6m級) 2台
 - (3) 除雪グレーダⅠ (3.7m級) 1台
 - (4) 除雪グレーダⅡ (3.1m級) 1台
 - (5) 除雪ドーザーⅠ (19t級) 2台
 - (6) 除雪ドーザーⅡ (19t級) 1台
 - (7) 除雪ドーザーⅢ (16t級) 1台
 - (8) 除雪ドーザーⅣ (16t級) 1台
 - (9) 除雪ドーザーⅤ (13t級) 1台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日
 平成22年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字
 亀賀字郷之原224番地

(2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地
 の1

(3) 1の(3)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 (4) 1の(4)に掲げる物品等 キヤタピラー東北株式会社 宮城県仙台市青葉区上杉二
 丁目1番8号

(5) 1の(5)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字
 亀賀字郷之原224番地

(6) 1の(6)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字
 亀賀字郷之原224番地

(7) 1の(7)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字
 亀賀字郷之原224番地

(8) 1の(8)に掲げる物品等 T C M販売株式会社 大阪府大阪市西区京町堀一丁目15
 番10号

(9) 1の(9)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3

5 落札金額

(1) 1の(1)に掲げる物品等 19,551,000円

(2) 1の(2)に掲げる物品等 39,690,000円

(3) 1の(3)に掲げる物品等 26,029,500円

(4) 1の(4)に掲げる物品等 18,648,000円

(5) 1の(5)に掲げる物品等 41,164,200円

(6) 1の(6)に掲げる物品等 21,570,150円

(7) 1の(7)に掲げる物品等 18,732,000円

(8) 1の(8)に掲げる物品等 17,409,000円

(9) 1の(9)に掲げる物品等 17,535,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日
 平成22年6月25日

(入札用度課)

公告第三百三十二号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取

業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十二年九月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 試験日時

平成二十二年十一月十二日(金)午前十時から正午まで

二 試験場所

福島県自治会館二階研修室(福島県福島市中町八番二号)

三 受験願書の提出期間

平成二十二年十月一日から同月二十日まで(郵送による場合は、同月二十日までの消印のあるものを有効とする。)

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄

五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県

建設事務所(あぶくま高原自動車道建設事務所、相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建

設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同

じ。)で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。

なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県

建設事務所に問い合わせること。(技術管理課建設産業室)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十二年九月二日現在において、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、二〇七

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三四三、三八四

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	得票数	選挙区	得票数
伊達郡	二九、五六一	福島市	七八、九六七
安達郡	一八、二二九	会津若松市	三一、五六四
岩瀬郡	八、五〇九	郡山市	八九、二二四
南会津郡	八、六六〇	いわき市	九四、三二七
耶麻郡	一三、九四〇	白河市	一一、六三二
河沼郡	九、二七八	原町市	一一、七三四
大沼郡	八、四四〇	須賀川市	一八、〇八五
西白河郡	一八、〇三八	喜多方市	九、一五八
東白川郡	九、七五八	相馬市	一〇、三一〇
石川郡	一二、二六九	二本松市	九、〇九七
田村郡	一九、八七一		
双葉郡	一九、九五六		
相馬郡	一〇、八三三		